

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

高齢者人口がピークとなる令和 22(2040)年が間近となるなか、本市においても高齢者数は増加を続けており、令和2年の国勢調査における 65 歳以上の高齢者人口は 25 万 7 千人と、本市人口の約4人に1人が高齢者という状況になっています。

こうした状況のなか、高齢者を取り巻く環境についても、コロナ禍による生活様式の変化や働き方改革による就業構造の変化、デジタル化の進展などにより大きく変容しており、今後の高齢社会に向けた、高齢者の意欲と能力に応じて力を発揮できる社会の構築や、時代の潮流に合わせた柔軟で適時適切な取り組みが求められています。

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成 18 年に高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定して以降、3年ごとの見直しを重ねてまいりました。今回の見直しにおいては、これまでの取り組みを基礎としつつ、少子高齢化による様々な課題が想定される中においても、中長期的な視点を持ちながら社会の変化に柔軟に対応し、将来にわたり誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた各種施策の展開を図るものです。

2 計画の位置づけ

(1)法令上の根拠

本市においては、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の市町村老人福祉計画として、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の市町村介護保険事業計画としてそれぞれ位置づけており、それぞれの法令等に基づき、両者を一体のものとして策定しています。

また、令和 5 年 6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、市町村における認知症施策推進計画の策定が努力義務とされています。本市では、高齢者施策と連携のもと、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、認知症基本法第 13 条における市町村認知症施策推進計画を本計画と一体的に策定する方向で検討しています。

●高齢者保健福祉計画

「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」「市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。」(市町村老人福祉計画・老人福祉法第 20 条の 8)

●介護保険事業計画

「市町村は、基本指針(注)に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」「市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。」(市町村介護保険事業計画・介護保険法第 117 条)

(注):基本指針・・・「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(厚生労働省告示)

●認知症施策推進計画

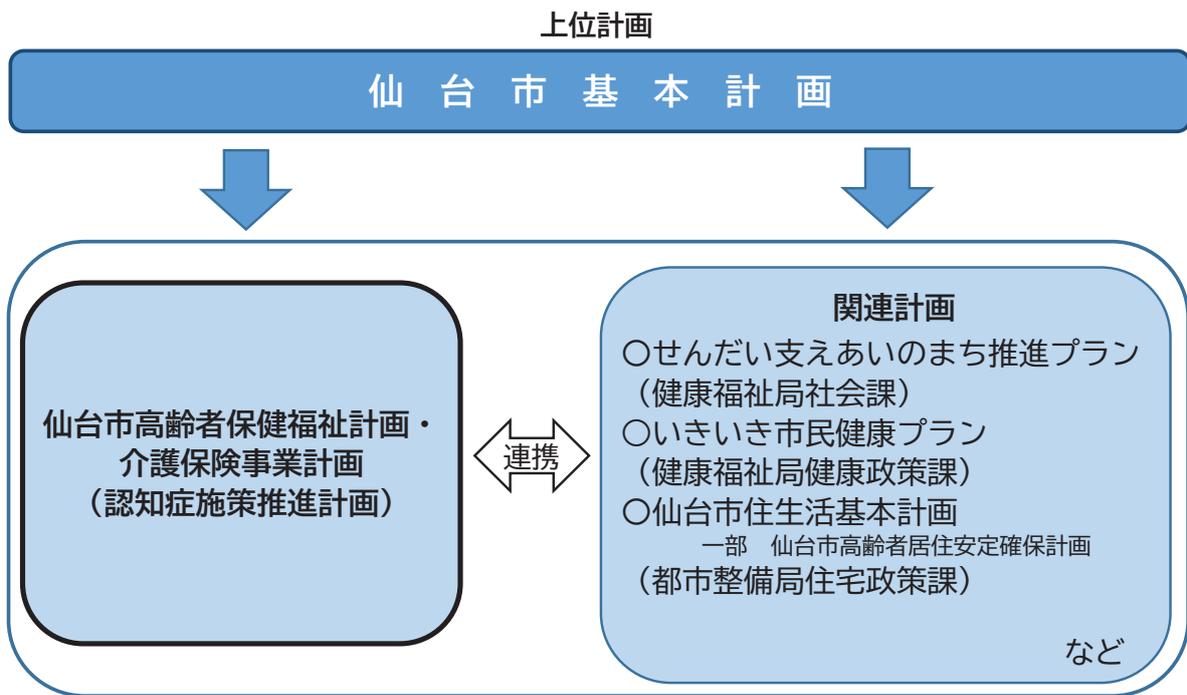
「市町村は基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。」「市町村計画は、社会福祉法第 107 条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第 20 条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。」(共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条)

(2)他計画との関係

本市では、令和 3 年 3 月に「仙台市基本計画」を定め、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City”SENDAI ～」というまちづくりの理念のもと、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」など 4 つの目指す都市の姿を示しています。

この目指す都市の姿の実現に向け、仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む、8つのチャレンジプロジェクトを掲げており、その中で、本計画に関連するものとして、「心の伴走プロジェクト」では「多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくる」を、「地域協働プロジェクト」では「多様性を力に変える地域をつくる」を、「ライフデザインプロジェクト」では「自分らしい生き方が実現できる環境をつくる」を、それぞれ目標とし、その達成に向けて取り組むこととしています。

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」を踏まえるとともに、「せんだい支えあいのまち推進プラン」など関連する本市の計画と連携のうえ、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。



3 計画の期間

計画期間は、令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度までの 3 年間で、介護保険事業計画としては第 9 期となります。

4 計画の点検・評価・進捗状況の管理

毎年度、本計画に基づく各種施策の達成状況の点検・評価に加えて、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に基づく点検を実施することにより、進行管理を行います。また、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会及び仙台市介護保険審議会に進捗状況を報告し、その内容について審議するとともに、市民に向けた積極的な情報提供を行っていきます。

※【仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会】

学識経験者や社会福祉事業の従事者などで構成し、さまざまな高齢者に関する施策について、審議を行います。

※【仙台市介護保険審議会】

被保険者の代表者や、学識経験者、保健・医療関係者などで構成し、主に介護保険事業の円滑な運営について、審議を行います。

5 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの持続可能な開発目標です。

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの17のゴール(目標)を定めています。

本計画では、17の目標のうち、8つの目標(1、3、4、8、10、11、16、17)が特に関連することから、それぞれのゴール(目標)も意識しながら各種施策を推進します。

SDGsの17のゴール



6 計画の策定にあたっての取り組み

計画の策定にあたっては、市民や有識者など、関係者の方々の意見を反映させるために次の取り組みを行いました。

(1)実態調査の実施

- ・令和4年10月から11月にかけて、仙台市介護保険被保険者資格を有している一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2の方を対象に「仙台市高齢者保健福祉計画策定のための実態調査(高齢者一般調査)」、要介護等高齢者を対象に「仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査(要介護者等調査)」を実施しました。
- ・令和5年7月に特別養護老人ホームに入所申し込みをしている高齢者を対象とする「特別養護老人ホーム入所希望者アンケート調査」や、市内の事業所等を対象とする実態調査を実施しました。

(2)審議会等による検討

- ・仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会と仙台市介護保険審議会の合同委員会を開催し、計画の内容などについて検討しました。

(3)パブリックコメント、説明会の実施

- ・当中間案についてのパブリックコメントや市民説明会などを実施し、頂いた意見なども踏まえながら、令和5年度中に計画を策定する予定です。